

令和5年11月1日

港北区地域自立支援協議会
参加機関 施設長及びご担当者 各位

横浜市港北区福祉保健センター長
しんよこはま地域活動ホーム所長
港北区生活支援センター所長
港北区社会福祉協議会事務局長

令和5年度障害者虐待防止研修のアンケート結果の共有について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から港北区における障害児・者支援につきまして、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今回は令和5年9月29日（金）に港北区自立支援協議会第2回全体会の中で実施させて頂いた虐待防止研修（講師：社会福祉法人北摂杉の子会 平野 貴久様）のアンケート結果を共有させていただきます。今後の虐待防止の取り組みに活かして頂ければ幸いです。

*事務局より

平成24年、障害のある方への虐待を防止する目的で「障害者虐待防止法」が施行されました。これにより、法律上、障害のある方への虐待が許されないことが定められ、全国民に通報義務が課されました。しかし、障害のある方への虐待件数は減るどころか増加し続けています。令和4年度、国は虐待防止法に義務化事項を増やし、一層の防止を図ろうとしました。義務化事項の一つとして虐待防止委員会の設置運営があります。そして虐待未然防止の具体策として自己評価（チェックリストによる評価）が推奨されています。講義の中でのグレーゾーンアンケートや今回実施の研修アンケートの一部がここに該当します。

チェックリストの持つ意味は、『自身の支援の見直し』『他者の「あれっ！？（違和感、グレーゾーン）』『他者の良い関り』を集約し、虐待リスクの予防発見に努めると同時に支援の質を高めるものです。

確認しておきたいのは、「あれっ！？」の集約は、告げ口や、批判ではないということです。障害のある方ご本人も、職員も、みな成育歴や家庭環境が異なります。それ故、何を良いと感じ、何を良くないと感じるかは人それぞれです。だからこそ「私はこう感じたけど、あなたはどう思われますか」と、職員同士で互いに気付き合い、気付きの引き出しを増やす必要があると考えます。

もしチェックリストを実施していないという事業所があれば、実施については是非ご検討頂けますようお願い致します。「虐待」を防ぐというある種後ろ向きな取り組みだけでなく、「相手はそう感じるのか、そう見えるのか、ではここは気を付けよう。自分には無かった良い関りなので真似してみよう」を増やすことで支援の質を高める、より前向きな取り組みを港北区全体で進めていけるようご協力のほど、よろしくお願い致します。

【港北区地域自立支援協議会事務局】

港北区役所

高齢・障害支援課 砂、三井、山田 TEL 540-2237

こども家庭支援課 永見、栗原、青木 TEL 540-2389

港北区基幹相談支援センター 成澤、脇本 TEL 534-1214

港北区生活支援センター 外川、齋藤 TEL 475-0120

港北区社会福祉協議会 新垣、秋葉、渡邊 TEL 547-2324